様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

荒尾市教育委員会後援等許可申請書

荒尾市教育委員会教育長　様

団　体　名

団体の住所

 代表者名　　 　　 　　　　　　　㊞

次の事業等について、荒尾市教育委員会の（ 共催・名義共催・後援・協賛・推薦 ）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

* 太線の欄だけ御記入ください。また、添付する関係書類については、裏面を御覧ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業等について | 事業等の名称 |  |
| 事業等の主旨、内容必要とする支援等 |  |
| 実施場所 |  |
| 実施期間 | 　　　 年　　月　　日（　　）　～　　 　年　　月　　日（　　）午前・午後　　　時　　　分　　～　　午前・午後　　　時　　　分 |
| 対象者（参加見込人数） | （約　　　　　　人） |
| 料金等 | □ 料金：無料・有料（　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　円）□ 販売： 無 ・ 有 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 他の後援等の予定 |  |

* 処理欄（以下は、団体で記入する必要はありません。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公　印 | 合　議 | 係　員 | 参　事 | 係　長 | 課長補佐 | 課　長 | 教育部長 | 教育長 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 添付書類 |  | 許可する後援等の種別 | 決定日・発送日 | 備　考 |
| □　趣意書□　開催要項□　収支計画書□　事業の広報紙□　その他 |  | * 共　催
* 名義共催
* 後　援
* 協　賛
* 推　薦
* 不 許 可
 | □ 許可　　□ 不許可　　　年　　月　　日決定　　　年　　月　　日発送 |  |

申請書に添付する書類は、次を参考にしてください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式第１号（第６条関係）裏

１　入場料等を徴収しない、又は収益を伴わない事業等の場合

（１）国、地方公共団体、公益法人、報道機関等の公共性の高い団体が主催する場合

①　事業計画書又は趣意書

②　チラシ又はパンフレット（申請事業等に関する分が無い場合には、直近過去における実施分でも可）

（２）その他の団体が主催する場合

①　事業計画書又は趣意書

②　チラシ又はパンフレット（申請事業等に関する分が無い場合には、直近過去における実施分でも可）

③　団体の存在及び所在地が確認できるもの（写しで可）

④　団体の代表者及び組織又は機構が確認できる規約、会則など（写しで可）

⑤　過去における活動実績が確認できるもの（写しで可）

（３）臨時的に組織された実行委員会等が主催する場合

①　事業計画書又は趣意書

②　チラシ又はパンフレット（申請事業等に関する分が無い場合には、直近過去における実施分でも可）

③　実行委員会等の存在及び所在地が確認できるもの（写しで可）

④　実行委員会等の代表者及び組織又は機構が確認できる規約、会則など（写しで可）

２　名義共催を申請する場合

（１）直近過去において名義共催の許可を受けた際の通知書の写しを追加

３　１の（２）のその他の団体又は１の（３）の臨時的に組織された実行委員会等が入場料等を徴収する、又は収益を伴う事業を行う場合（事業完了後に収支報告書を提出する必要があります。）

（１）収支計画書など事業費総額と利益額（収入額から経費額を除いたもの）が確認できるものを追加

（２）団体又は実行委員会等の代表者及び役員の住所、氏名及び生年月日が確認できるものを追加

４　次の各号のいずれかに該当する事業等にあっては、３の書類の提出を不要とします。

（１）[慈善事業](http://www.weblio.jp/content/%E6%85%88%E5%96%84%E4%BA%8B%E6%A5%AD)、[社会事業](http://www.weblio.jp/content/%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BA%8B%E6%A5%AD)などの[資金](http://www.weblio.jp/content/%E8%B3%87%E9%87%91)を得るために[品物](http://www.weblio.jp/content/%E5%93%81%E7%89%A9)を[持ち](http://www.weblio.jp/content/%E6%8C%81%E3%81%A1)寄って売る事業等（バザーなど）

（２）要綱第４条第３号の団体（株式会社、有限会社、合名会社及び合資会社を除く。）又は同条第４号の実行委員会等が主催する次のいずれかに該当する事業等

①　音楽、歴史、芸術、芸能、偉人顕彰等の文化振興のための事業を実施する目的の団体又は実行委員会等が同目的のために実施

する事業等

②　青少年の健全育成、子どもを取り巻く社会環境の浄化、地域の教育力向上等の社会教育のための事業を実施する目的の団体又は実行委員会等が同目的のために実施する事業等

③　人権啓発、人権教育、男女共同参画等の意識啓発のための事業を実施する目的の団体又は実行委員会等が同目的のために実施

する事業等

④　学校教育又は家庭教育の教育力の向上のための事業を実施する目的の団体又は実行委員会等が同目的のために実施する事業等

⑤　科学的発想を持つ創造性豊かな人間形成を図る事業を実施する目的の団体又は実行委員会等が同目的のために実施する事業等

⑥　地域コミュニティづくり、ボランティア活動等の生涯学習活動のための事業を実施する目的の団体又は実行委員会等が同目的のために実施する事業等

⑦　種目別スポーツ、総合型スポーツ等の社会体育のための事業を実施する目的の団体又は実行委員会等が同目的のために実施する事業等